

単品スライドの運用手順（減額の場合）

期限等	手続き項目	様式	備考
	① 単品スライド計算 ●適用される工事 ・残工期が2か月以上ある工事 ・鋼材類、燃料油又はその他原材料の変動額が請負代金額の100分の1以上変化していると予想される工事		発注者
7 日 以 内	① 請求及び協議開始日の通知 ・単品スライドを請求する工事について、請負代金額の変更を請求併せて、協議開始日と必要な提出書類について指示 協議開始日は、請求日から14日後の日とする	第11号	受注者→発注者
	② スライド実施及び協議開始日の承諾 ●受注者が、①の通知を承諾する場合 ・承諾書を提出 ●受注者が、①の通知を承諾しない場合 ・通知日から7日以内に受注者が発注者の請求を承諾しない場合、協議開始日の決定を通知	第12号	発注者→受注者
14 日	③ 協議 ・協議のための必要書類を提出 ●必要書類(様式以外) ア 対象材料集計表 イ 対象材料の請求書、納品書等の対象材料を購入した際の価格(数量及び単価)、購入先、購入日等の確認ができる資料 ウ 実施工程表等の対象材料を搬入又は使用した日が確認できる資料 ・必要書類の審査及び単品スライド額の算定 ア スライド対象外となる場合 スライド対象外となる旨を通知し、承諾書の提出を求める イ スライド対象となる場合 書面により協議し、承諾書の提出を求める	第13号	発注者→受注者
14 日 以 内	③ 協議 ・協議のための必要書類を提出 ●必要書類(様式以外) ア 対象材料集計表 イ 対象材料の請求書、納品書等の対象材料を購入した際の価格(数量及び単価)、購入先、購入日等の確認ができる資料 ウ 実施工程表等の対象材料を搬入又は使用した日が確認できる資料 ・必要書類の審査及び単品スライド額の算定 ア スライド対象外となる場合 スライド対象外となる旨を通知し、承諾書の提出を求める イ スライド対象となる場合 書面により協議し、承諾書の提出を求める	第14号	受注者→発注者
	③ 協議 ・協議のための必要書類を提出 ●必要書類(様式以外) ア 対象材料集計表 イ 対象材料の請求書、納品書等の対象材料を購入した際の価格(数量及び単価)、購入先、購入日等の確認ができる資料 ウ 実施工程表等の対象材料を搬入又は使用した日が確認できる資料 ・必要書類の審査及び単品スライド額の算定 ア スライド対象外となる場合 スライド対象外となる旨を通知し、承諾書の提出を求める イ スライド対象となる場合 書面により協議し、承諾書の提出を求める		発注者
	③ 協議 ・協議のための必要書類を提出 ●必要書類(様式以外) ア 対象材料集計表 イ 対象材料の請求書、納品書等の対象材料を購入した際の価格(数量及び単価)、購入先、購入日等の確認ができる資料 ウ 実施工程表等の対象材料を搬入又は使用した日が確認できる資料 ・必要書類の審査及び単品スライド額の算定 ア スライド対象外となる場合 スライド対象外となる旨を通知し、承諾書の提出を求める イ スライド対象となる場合 書面により協議し、承諾書の提出を求める	第15号	発注者→受注者
	④ 契約変更 ●受注者が、スライド額を承諾する場合 ・承諾書を提出 ●受注者が、スライド額を承諾しない場合 ・協議開始日から14日以内に承諾が得られない(協議が調わない)場合、スライド額を発注者が定め、受注者に通知し、契約変更を行う。	第16号	発注者→受注者
	④ 契約変更 ●受注者が、スライド額を承諾する場合 ・承諾書を提出 ●受注者が、スライド額を承諾しない場合 ・協議開始日から14日以内に承諾が得られない(協議が調わない)場合、スライド額を発注者が定め、受注者に通知し、契約変更を行う。	第17号	受注者→発注者
	④ 契約変更 ●受注者が、スライド額を承諾する場合 ・承諾書を提出 ●受注者が、スライド額を承諾しない場合 ・協議開始日から14日以内に承諾が得られない(協議が調わない)場合、スライド額を発注者が定め、受注者に通知し、契約変更を行う。	第18号	発注者→受注者